

# 指定給水装置工事事業者のみなさまへ

八丈町 企業課 水道浄化槽係より大切なお知らせ

## 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要です。

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、  
「水道法の一部を改正する法律」が、施行されました。

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。  
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、  
初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる  
指定給水装置工事事業者さま  
宛に、**1ヵ月前までに通知を  
します。**

なお、郵便の不着や未更新の  
方への**再通知はいたしません。**

- 指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を  
準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

### ◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水  
装置工事の事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容  
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

### ●更新申請に必要な書類等

- ・指定給水装置工事事業者指定申  
請書及び誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)  
又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類  
(免状又は技術者証等)
- ・給水装置工事事業者指定手数料  
10,000(税別)

### ◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等  
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び  
配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは

八丈町 企業課 水道浄化槽係 TEL:04996-2-1128